

「こども大綱」の概要及び 「宇部市こども計画」の策定

1. こども基本法の概要
2. こども大綱（国）
大綱の概略
こども・若者の意見反映
ガイドライン
3. 宇部市こども計画
4. 今後のスケジュール

1. こども基本法の概要

こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定 (努力義務)

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする (こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること)
- 各計画は、既存の各法令 (※) に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体 (※) は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置** (例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等) **を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会 (例：教育委員会) や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保 (努力義務)

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

2. こども大綱

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

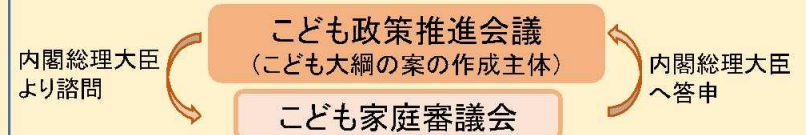
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓
全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

次ページ

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

2. こども大綱

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であること
社会全体での共有
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び
ヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などから
こども・若者を守る取組

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの
主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - ・ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・ 居場所づくり
 - ・ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・ いじめ防止
 - ・ 不登校のこどもへの支援 ・ 校則の見直し
 - ・ 体罰や不適切な指導の防止 ・ 高校中退の予防、高校中退後の支援
- (3) 青年期
 - ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

2. こども大綱

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参加促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

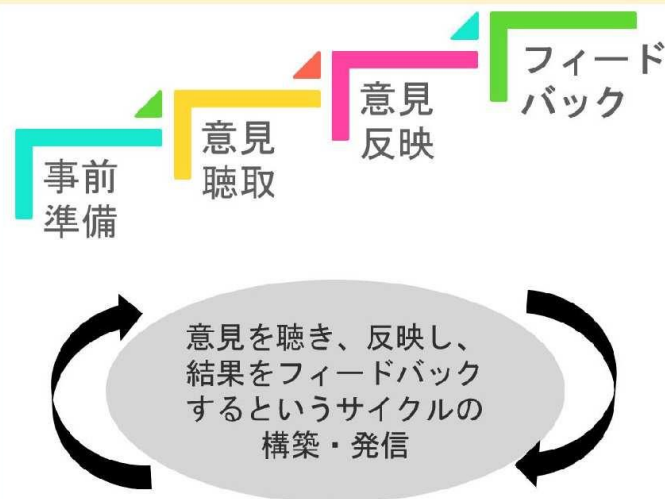
- (1) 国における推進体制
- (2) 数値目標と指標の設定
- (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- (4) 国際的な連携・協力
- (5) 安定的な財源の確保
- (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

2. こども大綱（意見反映）

こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進める**ことが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

↳ こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳ 様々な手法や機会を組み合わせることで聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳ こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正當に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳ 意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

2. こども大綱（意見反映）

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(2)～

結果のまとめ①

- 小学生年代から20代のこども・若者の皆さん、子育て当事者のみなさんを始め、4,000件近い意見をいただきました。

#	意見聴取の取組	参加人数（延べ）	件数	取組の概要
1	こども若者いけんの会	74人	154件	こども若者を対象とした公聴会（オンライン）
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代～20代①	(17人)		
	高校生年代～20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会（オンライン）
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	こども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	こども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんがらす	280人	1,360件	こども若者★いけんがらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	
	出向く型（児童館）	(16人)	(69件)	
	出向く型（児童養護施設）	(9人)	(35件)	
	出向く型（障がい者支援施設）	(5人)	(18件)	
出向く型（ひとり親支援団体）	(25人)	(95件)		
5	こども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	こども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	パブコメの一環として、各団体から受領した意見書
合計		2,341人・37団体	3,815件*	

*大綱に関連する意見のみ集計。複数の内容が含まれる意見は、複数件として集計。



2. こども大綱（ガイドライン）

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(4)

支援②～計画策定ガイドラインの作成～

- 自治体の中には既に、こどもに関する計画を一体的に策定している事例やこども・子育て関係者等に意見を聴きながら計画策定を行っている事例があることから、これらの調査を行うことにより、**自治体こども計画の策定手順や留意点をまとめたガイドラインを取りまとめ、令和5年度末をめどに公表する。**また、令和6年度は事例の調査範囲や内容を拡充し、ガイドラインの改定を予定している。
- (スケジュール) R5.10～ こどもに関する計画の基となる法令等の調査、整理
R5.11～ 事例調査・自治体ヒアリング
随時 ★有識者会議（全4回）
R6.3 ガイドラインのとりまとめ・公表
- ★ 有識者会議について
R5.11.27 第一回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議
・ガイドライン構成案についての方針を確認
➢こども大綱の概要を示しつつ、地域の実情を踏まえた計画策定支援となるようなガイドラインとすること
ヒアリングをはじめとする調査を踏まえて自治体の現状に沿ったガイドラインとすること

R5.12.26 第二回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議（予定）
・ガイドライン骨子について確認、自治体ヒアリングの現状共有

R6.2～3 第三～四回を実施予定。

※会議の状況についてはこども家庭庁ホームページでも公表中。

都道府県こども計画・市町村こども計画



3. 宇部市こども計画

- 国こども大綱を勘案
- R6年度に調査及び策定を実施
- 計画期間 R7～R11（5年間）
- 既存の子どもに関する計画を統合して一体的に策定
 - ・ 子育てプラン・うべ（第2期宇部市子ども・子育て支援事業計画）[R2～R6]
 - ・ 第2期宇部市子どもの貧困対策推進計画[R4～R6]
- 子ども・若者の意見反映
 - 意見聴取の手法を検討
 - ・ 若者を対象としたアンケート調査
 - ・ 子どもや若者が集まる場所での意見聴取
 - ・ インターネットやSNSを活用した調査など
 - フィードバックも実施
- 子ども向けリーフレットの作成

4. 策定スケジュール

